

福島町新型コロナウイルスワクチン 予防接種実施計画（第3版）

令和3年12月

福島町

福島町新型コロナウイルスワクチンに係る予防接種実施計画

第1 概要

第2 基本的考え方

第3 対象者

1. 対象者の範囲
2. 接種順位
3. 接種対象者数の試算
4. 対象者への連絡
5. 接種想定数

第4 接種体制の構築等

1. 基本的考え方
2. 実施期間
3. 実務体制の確保
4. 接種体制の確保
5. 接種会場
6. 接種手続き
7. 接種計画
8. 予防接種への同意
9. ワクチンの確保
10. 接種費用の支払い
11. 町民への接種勧奨、情報提供、相談受付
12. 他の予防接種との関係
13. 健康被害救済の申請受付、給付
14. 予防接種証明書
15. 交接種への対応
16. 接種記録の管理

第5 追加接種

1. 概要
2. 実施期間
3. 対象者
4. 接種間隔
5. ワクチンの種類
6. 実施体制の確保

第6 その他

初 版：令和3年 3月22日

第2版：令和3年 6月17日

第3版：令和3年12月24日

第1 概要

新型コロナウイルス感染症に対して、感染拡大を防止し、福島町に住民票を有する住民（以下、「町民」という。）の生命及び健康を守るため総力を挙げてその対策に取り組み、あわせて社会経済活動との両立を図っていくことが求められている。

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン（以下、「新型コロナワクチン」という。）については、現在、世界各国で開発・製造が進められており、国の主導的役割、北海道の広域的視点による市町村支援の役割、住民に身近な町の役割と、それぞれの立場・役割に応じて、必要な体制の確保に取り組んでいくこととされている。

今後、有効で安心安全なワクチンが開発・製造され、必要なワクチンを確保できた際には、当該感染症のまん延防止のため、国や北海道、町内医療機関等の支援を受けながら、円滑な接種を実施していくことができるよう、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（以下、「予防接種の手引き」という。）など国が示すガイドライン等を踏まえ、予防接種における実施計画の策定等の基本的な考え方、接種対象者、接種体制の構築等について示す。

なお、本計画は、接種体制の状況等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 基本的考え方

予防接種の実施計画策定にあたり、以下の点に留意した。

1. 実際に住民接種が行われる際に、円滑に実施できるよう、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保庁内対策チーム（以下、「庁内対策チーム」という。）や町内医療機関等と十分協議する。
2. 住民接種の対象者が他の患者から感染することのないよう、接種医療機関及び接種施設、個々の予防接種の時間的余裕について、十分配慮を行う。
3. 町内の医療機関及び医療機関以外の会場で町が設置する集団接種会場の運用なども含めて計画する。
4. 新型コロナウイルス感染症の診療や通常の診療に過度な悪影響が生じないように、必要な医療体制を維持する。

第3 対象者

1. 対象者の範囲

- (1) 原則として福島町の区域内において、住民基本台帳に記録されている者を対象として行うものとする。
- (2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づくいわゆる薬事承認において接種の適応とならない者は接種の対象から除外される。
- (3) 新型コロナワクチンの接種日に、戸籍又は住民票に記載のない者その他の住民基本台帳に記録されていないやむを得ない事情があると町長が認める者についても、当該者の同意を得たうえで接種を実施することができる。やむを得ない事情については、別に定めるものとする。

2. 接種順位

新型コロナワクチンの接種は、当面、確保されるワクチンの量に限りがあり、その供給も順次行われる見通しであることから、予防接種の手引きに示す接種順位と接種の時期に応じて接種を行う。

接種の順位は以下のとおり。ただし、町が接種体制を調整する対象者は、高齢者以下の順位の者とする。

- 1 医療従事者等
- 2 高齢者
- 3 基礎疾患を有する者、高齢者施設等の従事者
- 4 保育・学校教育施設従事者※
- 5 上記以外の者

※国の優先接種対象者に加え、学校等におけるクラスターの発生を防ぐため、優先接種の対象とする。

3. 接種対象者数の試算

接種対象者数の算定は以下のとおり。総人口は令和3年3月1日現在、3,614人（12歳以上）として算出。

区 分	国が示す試算方法	人 数
①医療従事者等	総人口の3%	58人
②高齢者	令和2年住民基本台帳年齢階級別人口の65歳以上の者の合計	1,882人
③基礎疾患を有する者	総人口の6.3%（20～64歳）	241人
④高齢者施設等の従事者	総人口の1.5%	100人
⑤上記以外の者 （12歳～64歳）	総人口から高齢者、医療従事者等、基礎疾患を有する者、高齢者施設等の従事者を除いた数	1,333人
合 計		3,614人

※③は国が示す試算による算定。

※12歳未満の者については、現在ワクチン接種の対象者となっていない。

※このほか、一定の要件を満たす場合、町内に住所を有しない者を接種することもできる。

4. 対象者への連絡

接種順位に従い、次の2段階に分けて接種の通知を行う。

- 1 高齢者
- 2 高齢者以外の者

ただし、新型コロナワクチンの供給量に応じてさらに細分化する可能性がある。

5. 接種想定数

町全体の1回目の接種者数は、令和3年11月14日現在、3,113人（医療従事者等含む）、令和3年1月1日現在の総人口3,859人（住民基本台帳登録）に対して、接種率は80.7%、2回目の接種者数

は3,091人の80.1%となっている。

65歳以上においては、1回目接種率が90.3%、2回目接種率が90.0%となっていることから、追加接種についても、1回目と同程度の接種者数が想定される。

(接種者数：国のワクチン接種記録システム（VRS）に登録された数)

第4 接種体制の構築等

1. 基本的考え方

町は、庁内対策チームや町内医療機関等と連携し、町民に対する円滑な新型コロナワクチン接種を実施するため、全庁的な必要な体制を整え、町民の安心安全に資する。

2. 実施期間

令和3年2月17日から令和4年9月30日まで（予防接種の手引に示す期間）

3. 実務体制の確保

接種までの準備にあたっては、平時における予防接種の業務量を大幅に上回ると見込まれるため、組織・人事管理などを行う部署も関与したうえで、全庁的な実施体制の確保を行う。

また、担当部門では新型コロナワクチンの接種を実施するために必要な業務を洗い出し、必要な人員数の想定、人員リストの作成、業務スケジュールの作成など、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。

なお、外部委託できる業務は積極的に行い、業務負担の軽減も検討していく。

4. 接種体制の確保

新型コロナワクチン接種にあたっては、医療機関の協力が不可欠であるため、事前に十分な協議を行う。集団接種の折には、多くの医療従事者等が必要になると見込まれることから、町内医療機関と協力して実施する。

なお、高齢者施設入所者や在宅の要介護者等が接種を行う場合は、別途個別に体制確保を検討する。

5. 接種会場

町内医療機関等、医療機関以外の会場で町が設置する集団接種会場とする。なお、これによることができない場合は、別途接種場所を確保する場合がある。

(1) 町内医療機関等

町内医療機関等とは、町内の医療機関のうち、集合契約に参加し、接種医となっている医療機関とする。

接種に必要な物品等は、医療機関が準備するものとする。

(2) 集団接種会場

集団接種会場とは、町が医療機関以外の会場で集団接種を行うために設置する会場とし、接種会場の設置場所や施設については、町内医療機関と協議を行い、公共施設を確保する。また、保健所に診療所開設の届出又は巡回診療の届出を行うこと。

接種会場の設営は、接種の流れが滞ることのないように配慮し、受付から退出までの動線を考慮した設営を行うこと。

会場内や会場周辺で火災等が発生した場合には、直ちに消防・警察に通報し、誘導員や関係者で避難誘導を行うこととし、緊急時対応に係る計画書は別途定めるものとする。

6. 接種手続き

国が示す接種順位と接種時期に基づき、対象者に対して接種券及び意向調査票等を送付し、接種希望者のとりまとめを行う。意向確認後は、接種希望者に対して、接種日時等を連絡する。

町内の医療機関及び集団接種会場で接種を行う際は、接種を行う医療従事者等と事前に日時、接種人数を協議し、接種スケジュール等を決定する。

また、接種にあたっては、新型コロナワクチンの特性に応じ、無駄なく利用できるように、1日1か所あたりの接種人数を可能な限り多くするよう配慮する。

7. 接種計画

(1) 高齢者への接種計画

高齢者に対しては、初めに集団接種を中心に実施し、国のワクチンの供給状況やスケジュール等を踏まえたうえで、個別接種との併用を実施する。

高齢者施設入所者や在宅療養者等に対しては施設での接種及び「かかりつけ医」による個別接種での接種を実施する。

【集団接種】

○実施場所：福島町総合体育館

○開始時期：令和3年5月15日

対象者	回数	日程
第1クール (82歳以上)	1回目	令和3年5月15日(土) 令和3年5月16日(日)
	2回目	令和3年6月5日(土) 令和3年6月6日(日)
第2クール (71～81歳)	1回目	令和3年5月22日(土) 令和3年5月23日(日)
	2回目	令和3年6月12日(土) 令和3年6月13日(日)
第3クール (65～70歳)	1回目	令和3年6月19日(土) 令和3年6月20日(日)
	2回目	令和3年7月10日(土) 令和3年7月11日(日)

○従事職員

医師：1名、看護師：3～5名、町担当者：約25名

○接種体制

予診票確認・検温3列、予診1ブース、接種3ブースを設置し、最大で1日400人程度の対応を行う。

○キャンセルがあった場合の対応

集団接種会場において、接種当日にキャンセルがあった場合の接

- 開始時期：令和3年5月28日
- 実施場所：やまゆりクリニック 6月7日（月）より開始
小笠原クリニック 5月28日（金）より開始

(2) 高齢者以外の者への接種計画（12歳～64歳）

高齢者以外の対象者（12歳～64歳）に対しては、ワクチンの供給状況を踏まえたうえで、基礎疾患を有する方を優先としながら、年齢順に接種を実施する。

【集団接種】

- 実施期間：令和3年7月12日（月）～8月8日（日）
- 実施場所：役場健康づくりセンター（平日の夜間、土・日曜日）

【個別接種】

- 開始時期：令和3年7月6日
- 実施場所：やまゆりクリニック 7月12日（月）から開始
小笠原クリニック 7月6日（火）から開始

8. 予防接種への同意

(1) 予診票

予診票については、国が示す様式を使用する。また、予診票は接種券とあわせて対象者へ事前送付するほか、接種場所となる医療機関や接種会場に設置するものとする。

(2) 接種不相当者及び予防接種要注意者

予診の結果、異常が認められ、予防接種を受けることが適当でない者又はそれに該当する疑いのある者と判断される者に対しては、当日は接種を行わない。また、予防接種の判断を行うに際して注意を要する者については、慎重に予防接種の適否を判断するとともに、説明に基づく同意を確実に得ること。

(3) 接種後の副反応等に関する説明及び同意

予診の際は、予防接種の有効性・安全性、予防接種後に通常起こり得る副反応やまれに生じる重い副反応並びに予防接種健康被害救済制度について、接種の対象者又はその保護者がその内容を理解し

得るよう適切な説明を行った上で、予防接種の実施に関して文書により同意を得た場合に限り行うものとする。

9. ワクチンの確保

町は、道から割り当てられた新型コロナワクチンを町内医療機関、集団接種会場に割り当てる。また、冷凍ワクチンを町内医療機関、集団接種会場に冷蔵移送を行う際は、専用の保冷バッグ等を使用して、町が責任をもって移送する。

10. 接種費用の支払い

町民が町内医療機関及び集団接種会場で接種した場合は、町が直接支払いを行う。

町民が住民票所在地外に所在する医療機関等で予診や接種を受けた場合は、北海道国民健康保険団体連合会より請求を受け、支払う。

ただし、別途、支払い方法を定めた場合は、この限りではない。

11. 町民への情報提供、相談受付

町は、町民に対して新型コロナワクチン接種に関する接種対象、接種期間、接種場所などの情報を積極的に提供するとともに、相談受付窓口を設置する。

ただし、専門的な相談対応は北海道が担うことから、北海道と連携して対応する。

12. 他の予防接種との関係

新型コロナウイルスワクチンの接種前及び接種後に、他の予防接種を行う場合においては、原則として13日以上の接種間隔をおくこととする。

13. 健康被害救済の申請受付、給付

新型コロナワクチンの接種を受けたことによると考えられる健康被害が生じた場合、健康被害救済給付の申請を受け、国が接種による健康被害と認定したときは、救済給付を行う。

14. 予防接種証明書

新型コロナウイルス感染症予防接種証明書（以下「接種証明書」という。）は、予防接種法施行規則附則第 18 条の 2 に基づいて、町が住民に対して実施した予防接種の記録等について、接種者からの申請に基づき、町で実施した接種のみの接種証明書を交付するものとする。

（1）対象となる方

接種日時点で、町に住民登録があり、予防接種済証とは別に予防接種を受けたことを証する書類が必要な方

（2）証明内容

接種証明書には、新型コロナウイルスワクチンの接種記録（ワクチンの種類、接種年月日など）と接種者に関する事項（氏名、生年月日、旅券番号など）等を記載する。

（3）発行手続き

【紙媒体】

- ・窓口で申請

【電子版】

- ・電子申請（ワクチン接種証明書アプリ）

（4）実施時期

- ・紙媒体は令和 3 年 7 月 26 日（月）から受付開始
- ・電子版（スマートフォン上のアプリによる二次元コード付き接種証明書及び紙の二次元コード付き接種証明書）については、令和 3 年 12 月 20 日（月）から発行開始

15. 交接種への対応

ワクチン接種は、1 回目と 2 回目は同一のワクチンを接種することが原則となっているが、以下の場合、一定の要件のもと交接種を行うことができるものとする。

（1）1 回目のワクチン接種後に重篤な副反応が生じたため、2 回目に 1 回目と異なるワクチン接種を受ける場合

（2）1 回目と 2 回目に同一のワクチンを受けることが困難な場合

交接種を行う際の接種間隔は、1 回目の接種から 27 日以上の間隔をおくこととする。

16. 接種記録の管理

町は、町民が新型コロナワクチンの予診や接種を受けた場合は、その記録を電子データに登録し、5年間保存管理する。

第5 追加接種

1. 概要

新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため、令和3年2月から新型コロナワクチンの接種が進められているところ、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、追加（3回目）接種（以下「追加接種」という。）を行う必要がある、その実施時期は2回目接種から概ね8か月以上後とすることが妥当であるとの見解が示された。

なお、国においては、令和3年12月17日に新たな変異株（オミクロン株）の発生等の状況を踏まえ、クラスター発生の場合に限らず、初回接種の完了から8か月以上の経過を待たずに、追加接種を実施する場合の接種対象者等に医療従事者等並びに高齢者施設等の入所者及び従事者等を追加する新たな方針が示された。

また、高齢者施設入所者以外の高齢者については、令和4年2月以降、初回接種完了から7か月以上経過した後に追加接種を実施することができるという通知も同時に示された。

町では、国の方針に基づき、住所地で接種を受けられるよう接種体制を確保する。

なお、本計画は、現時点の内容であり、今後の国や北海道の方針やワクチンの薬事承認等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

2. 実施期間

追加接種の実施期間は、令和3年12月1日から令和4年9月30日までとする。

3. 対象者

追加接種については、1回目、2回目接種（以下「初回接種」という。）の完了から原則8か月以上経過した、町の住民基本台帳に登録されている18歳以上の希望者を対象とする。（18歳以上の対象者：約3,050人）

4. 接種間隔

初回接種の完了から原則 8 か月以上の間隔をおいて、1 回接種すること。

「8 か月以上の間隔をおいて」とは、2 回目接種を行った日から 8 か月後の同日、8 か月後に同日がない場合は、その翌月の 1 日から追加接種が可能となる。

5. ワクチンの種類

追加接種は、初回接種で使用したワクチンの種類にかかわらず、ファイザー社又は武田／モデルナ社のワクチンを使用する。

6. 実施体制の確保

(1) 接種体制の確保

追加接種は、町内の医療機関及び町が設置する集団接種会場で実施する。

(2) 接種券等の発送及び接種案内

新型コロナワクチンの追加接種対象者に対し、初回接種が完了していることを確認できる「接種券一体型予診票」を発行し、意向調査票等を送付し、接種希望者のとりまとめを行う。意向確認後は、接種希望者に対して、接種日時等を連絡する。

町内の医療機関及び集団接種会場で接種を行う際は、接種を行う医療従事者等と事前に日時、接種人数を協議し、接種スケジュール等を決定する。

第 6. その他

本計画に定めのないものは、国が示している「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」及び本実施計画に基づき接種体制を構築する。